

第2 「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」関係

平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>（通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実）</p> <p>1 （省 略）</p> <p>（通則法第66条第1項、第3項、第6項、第8項又は第9項の更正等予知）</p> <p>2 第1の1の取扱いは、<u>通則法第66条第1項、第3項、第6項、第8項又は第9項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</u></p> <p><u>（通則法第66条第3項の納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等）</u></p> <p>3 <u>通則法第66条第1項の規定に該当する場合において、第1の3に掲げるような事実があると認められるときは、同条第3項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうち（……）納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>（注）<u>通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」は、通則法第66条第2項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第3項の「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」に含まれないことに留意する。</u></p>	<p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>（通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実）</p> <p>1 （同 左）</p> <p>（通則法第66条第1項、第7項又は第8項の更正等予知）</p> <p>2 第1の1の取扱いは、<u>通則法第66条第1項、第7項又は第8項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</u></p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(期限後申告書の提出又は決定があった場合における通則法第 66 条第 3 項の規定の適用に関する留意事項)</u></p> <p>4 <u>通則法第 66 条第 1 項第 1 号に該当する場合には、期限後申告又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)は存在しないのであるから、その場合には、同条第 2 項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実については、その全てが、同条第 3 項の「申告、更正又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったこと」となることに留意する。</u></p> <p><u>(通則法第 66 条第 5 項の加重措置の適用に関する留意事項)</u></p> <p>5 <u>第 1 の 2 の取扱いは、通則法第 66 条第 5 項の規定の適用について準用する。</u></p> <p><u>(通則法第 66 条第 6 項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p>6 <u>通則法第 66 条第 6 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>通則法第 119 条第 4 項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、無申告加算税等(通則法第 66 条第 6 項第 1 号に規定する無申告加算税等をいう。以下 6 において同じ。)を課されたことがある場合に該当せず、通則法第 119 条第 4 項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等(通則法第 66 条第 6 項第 2 号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下 6 において同じ。)を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>被合併法人の各事業年度の法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(通則法第 66 条第 4 項の加重措置の適用に関する留意事項)</u></p> <p>3 <u>第 1 の 2 の取扱いは、通則法第 66 条第 4 項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>また、連結納税の承認を取り消され、又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各連結事業年度の法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、連結親法人であった法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各事業年度の法人税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</u></p> <p><u>(3) 通則法第 66 条第 6 項第 2 号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間（事業年度）が 1 年未満のものがある場合には、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該前年中に課税期間（事業年度）が開始した法人税のうちのいずれか及び当該前々年中に開始した課税期間（事業年度）の法人税のうちのいずれかについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに適用されるものであり、当該前年中及び当該</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>前々年中に開始した各課税期間（事業年度）の法人税の全てについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</u></p> <p>（通則法第 66 条第 8 項の調査通知に関する留意事項）</p> <p>7 第 1 の 4 の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第 66 条第 8 項の規定の適用について準用する。</p> <p>（無申告加算税を課す場合の留意事項）</p> <p>8 通則法第 66 条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第 66 条第 1 項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第 9 項の規定の適用があった場合において、当該申告について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正により納付することとなる税額については無申告加算税を課さないで通則法第 65 条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第 66 条第 7 項において準用する通則法第 65 条第 5 項第 1 号に定める正当な理由があると認められる事実は、第 1 の 3 に掲げるような事実とする。</p>	<p>（通則法第 66 条第 7 項の調査通知に関する留意事項）</p> <p>4 第 1 の 4 の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第 66 条第 7 項の規定の適用について準用する。</p> <p>（無申告加算税を課す場合の留意事項）</p> <p>5 通則法第 66 条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第 66 条第 1 項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第 8 項の規定の適用があった場合において、当該申告について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正により納付することとなる税額については無申告加算税を課さないで通則法第 65 条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第 66 条第 6 項において準用する通則法第 65 条第 5 項第 1 号に定める正当な理由があると認められる事実は、第 1 の 3 に定めるような事実とする。</p> <p>(3) 通則法第 119 条第 4 項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、<u>通則法第 66 条第 5 項に規定する「無申告加算税（…）又は重加算税（……）を課されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p>(4) <u>通則法第 66 条第 5 項の規定の適用上、被合併法人の各事業年度の法人税について課された同項に規定する無申告加算税等（以下(4)において「無申告加算税等」という。）は、合併法人の行為に基因すると認められる場合に限</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3 過少申告加算税等の計算 (累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p>1 通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第 66 条第4項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第8項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(注) 通則法第 65 条第6項の規定の適用がある修正申告書又は<u>通則法第 66 条第8項</u>の規定の適用がある期限後申告書若しくは修正申告書において、第1の4(3)の取扱いによって、調査通知がある前に行われたものとして取り扱われないものが含まれる場合は、これに対応する納付すべき税額は、それぞれ通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額又は<u>通則法第 66 条第4項</u>に規定する累積納付税額に含まれることに留意する。</p> <p>(過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p> <p>2 過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合</p>	<p><u>り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>また、連結納税の承認を取り消され又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各連結事業年度の法人税について無申告加算税等を課されていた場合には、連結親法人であった法人について無申告加算税等を課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合には、分割承継法人について無申告加算税等を課されたことがあるときには該当しない。</u></p> <p>第3 過少申告加算税等の計算 (累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p>1 通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第 66 条第3項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第7項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(注) 通則法第 65 条第6項の規定の適用がある修正申告書又は<u>通則法第 66 条第7項</u>の規定の適用がある期限後申告書若しくは修正申告書において、第1の4(3)の取扱いによって、調査通知がある前に行われたものとして取り扱われないものが含まれる場合は、これに対応する納付すべき税額は、それぞれ通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額又は<u>通則法第 66 条第3項</u>に規定する累積納付税額に含まれることに留意する。</p> <p>(過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p> <p>2 過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>において、通則法第 65 条第 5 項第 1 号（<u>通則法第 66 条第 7 項</u>において準用する場合を含む。）の規定により控除すべきものとして<u>国税通則法施行令（以下「通則令」という。）</u>第 27 条第 2 項第 1 号に規定する正当な理由があると認められる事実（以下「<u>正当事実</u>」という。）のみに基づいて更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「<u>更正等</u>」という。）があったものとした場合の税額の基礎となる所得金額は、その更正等があった後の所得金額から正当事実に基づかない部分の所得金額（以下「<u>過少対象所得</u>」という。）を控除して計算する。</p> <p>（過少対象所得の計算）</p> <p>3 （省 略）</p> <p><u>（通則法第 66 条第 3 項の規定の適用の有無を判定するための加算後累積納付税額の計算）</u></p> <p>4 <u>通則法第 66 条第 3 項の規定により加算後累積納付税額から控除すべきものとして通則令第 27 条第 6 項に規定する納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実（以下「<u>帰責性のない事実</u>」という。）のみに基づいて通則法第 66 条第 1 項各号に規定する申告、更正又は決定（以下「<u>申告等</u>」という。）があったものとした場合の税額の計算の基礎となる所得金額は、その申告等があった後の所得金額から帰責性のない事実に基づかない部分の所得金額を控除して計算する。なお、帰責性のない事実に基づかない部分の所得金額は、<u>帰責性のない事実以外の事実に基づく益金の額及び損金の額を基礎として計算する。</u></u></p> <p>（修正申告書又は期限後申告書の提出が調査通知後に行われた場合の留意事項）</p> <p>5 第 1 の 4(3)②から④までのただし書の取扱い（<u>第 2 の 7</u>において準用する場合を含む。）を行う場合において、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基</p>	<p>において、通則法第 65 条第 5 項第 1 号（<u>通則法第 66 条第 6 項</u>において準用する場合を含む。）の規定により控除すべきものとして<u>国税通則法施行令第 27 条第 2 項第 1 号</u>に規定する正当な理由があると認められる事実（以下「<u>正当事実</u>」という。）のみに基づいて更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「<u>更正等</u>」という。）があったものとした場合の税額の基礎となる所得金額は、その更正等があった後の所得金額から正当事実に基づかない部分の所得金額（以下「<u>過少対象所得</u>」という。）を控除して計算する。</p> <p>（過少対象所得の計算）</p> <p>3 （同 左）</p> <p>（新 設）</p> <p>（修正申告書又は期限後申告書の提出が調査通知後に行われた場合の留意事項）</p> <p>4 第 1 の 4(3)②から④までのただし書の取扱い（<u>第 2 の 4</u>において準用する場合を含む。）を行う場合において、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基</p>

改 正 後	改 正 前
<p>礎となる税額を計算するときは、次の点に留意する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 通則法第 66 条第 1 項に規定する無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合及び同条第 3 項の加算後累積納付税額を計算する場合には、過少対象所得から第 1 の 4 (3)②から④までのただし書の調査通知がある前に行われたものとして取り扱う部分の所得金額を控除して計算する。</p> <p>(注) <u>第 2 の 7</u>により準用される第 1 の 4 (3)②から④までのただし書の調査通知がある前に行われたものとして取り扱う部分には通則法第 66 条第 8 項の規定が適用される。</p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象所得金額の計算)</p> <p><u>6</u> (省 略)</p> <p><u>(通則法第 66 条第 3 項の規定による無申告加算税額の計算)</u></p> <p><u>7</u> 通則法第 66 条第 3 項各号に掲げる税額は、通則法第 118 条第 3 項の「その計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、通則法第 66 条第 3 項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれの税額に 1 万円未満の端数があるとき又はこれらの税額の全額が 1 万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算することに留意する。</p>	<p>礎となる税額を計算するときは、次の点に留意する。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 通則法第 66 条第 1 項に規定する無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合には、過少対象所得から第 1 の 4 (3)②から④までのただし書の調査通知がある前に行われたものとして取り扱う部分の所得金額を控除して計算する。</p> <p>(注) <u>第 2 の 4</u>により準用される第 1 の 4 (3)②から④までのただし書の調査通知がある前に行われたものとして取り扱う部分には通則法第 66 条第 7 項の規定が適用される。</p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象所得金額の計算)</p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>(新 設)</p>